

第1部 Part One

捜査

第1章	捜査の端緒	002
1	告訴	002
(1)	意義	002
(2)	告訴権者	002
	ア 被害者 002 イ 法定代理人 003	
	ウ 被害者が死亡した場合の告訴権者 004	
	エ 法定代理人が被疑者等である場合の告訴権者 004	
	オ 名誉毀損罪の告訴権者 005 カ 検察官の指定 006	
(3)	告訴の要件	007
	ア 犯罪事実の申告 007	
	イ 犯人の処罰を求める意思表示 007	
(4)	親告罪の告訴	008
	ア 意義 008 イ 告訴期間 008	
(5)	告訴の取消し・再告訴の禁止	009
(6)	告訴不可分の原則	010
	ア 告訴の主観的不可分の原則 010	
	イ 告訴の客観的不可分の原則 011	
(7)	告訴の手続	012
	ア 告訴の代理 012 イ 告訴の方式 012	
	ウ 検察官への送付 013	
2	告発	013
(1)	意義	013
(2)	告発権者・告発義務者	014
(3)	告発不可分の原則	015
(4)	告発の手続	015
	ア 告発の方式 015 イ 検察官への送付 016	
3	請求	016
(1)	意義	016
(2)	請求の取消し・再請求の禁止	016

	(3) 請求不可分の原則	017
4	自 首	017
	(1) 意 義	017
	(2) 自首の要件	018
	ア 捜査機関に発覚する前の申告 018	
	イ 自発的申告 018 ウ 捜査機関に対する申告 018	
	(3) 自首の手続	019
5	検 視	020
	(1) 意 義	020
	(2) 検視の手続	021
	ア 検視の対象 021 イ 代行検視 021	
第 2 章	捜査の主体	023
	1 司法警察職員	023
	(1) 意 義	023
	(2) 司法警察員と司法巡查の権限	023
	2 特別司法警察職員	025
	3 検察官・検察事務官	025
	(1) 意 義	025
	(2) 司法警察職員との関係	026
第 3 章	任意捜査	027
	1 総 説	027
	2 被疑者の任意出頭と取調べ	030
	(1) 被疑者の任意出頭	030
	(2) 被疑者の取調べ	031
	ア 供述拒否権の告知 031 イ 供述調書の作成 032	
	(3) 取調べの録音・録画制度	033
	ア 録音・録画をした記録媒体の取調べ請求義務 034	
	イ 取調べの録音・録画義務 037	
	ウ 精神に障害を有する被疑者に係る取調べ等の録音・録画 039	
	3 参考人の取調べ	039
	4 照 会	041

	(1) 公務所等に対する照会	041
	(2) 通信履歴の電磁的記録の保全要請	042
	5 領置	043
	(1) 意義	043
	(2) 領置の手続	044
	ア 任意提出物の領置 044 イ 遺留物の領置 045	
	6 実況見分	046
	(1) 意義	046
	(2) 実況見分の手続	046
第 4 章	逮 捕	048
	1 通常逮捕	048
	(1) 意義	048
	(2) 通常逮捕の要件	048
	ア 逮捕の理由 048 イ 逮捕の必要性 049	
	(3) 軽微犯罪と通常逮捕	050
	(4) 逮捕状の請求	051
	ア 請求権者 051 イ 請求の方式 051	
	(5) 通常逮捕の手続	053
	ア 逮捕状の提示 053 イ 逮捕状の緊急執行 054	
	(6) 再逮捕	055
	2 緊急逮捕	056
	(1) 意義	056
	(2) 緊急逮捕の要件	057
	ア 犯罪の重大性 057 イ 嫌疑の充分性 058	
	ウ 緊急性 058 エ 逮捕の必要性 059	
	(3) 緊急逮捕の手続	059
	(4) 逮捕状の請求	060
	ア 請求権者 060 イ 請求の方式 060	
	ウ 請求が却下された場合の措置 062	
	3 現行犯逮捕	062
	(1) 意義	062
	(2) 固有の現行犯人	063

第5章

(3) 準現行犯人	064
ア 一般的要件 064 イ 個別的要件 065	
(4) 軽微犯罪と現行犯逮捕	068
(5) 現行犯逮捕の手続	069
逮捕後の手続	071
1 引 致	071
(1) 引致の相手方	071
ア 私人が現行犯逮捕した場合 071	
イ 司法巡査が被疑者を逮捕した場合 073	
ウ 司法警察員が被疑者を逮捕した場合 074	
(2) 引致場所	074
2 引致後の措置	075
(1) 司法警察員の手続	075
ア 犯罪事実の要旨の告知 076	
イ 弁護人選任権の告知 076	
ウ 弁解の機会の付与 078 エ 留置要否の判断 079	
(2) 外国人被疑者の取扱い	080
ア 引致後の措置 080 イ 領事機関に対する通報 081	
3 事件の送致・送付	082
(1) 送 致	082
ア 一般在宅事件 082 イ 身柄事件 083	
(2) 送 付	085
(3) 少年事件の特例	085
(4) 微罪処分	086
4 被疑者の勾留	087
(1) 意 義	087
(2) 勾留の要件	087
ア 勾留の理由 088 イ 勾留の必要性 089	
(3) 軽微事件と勾留	089
(4) 勾留の請求	090
ア 請求権者 090 イ 勾留請求期間 091	
ウ 少年の勾留 092	

	(5) 勾留の手続	092
	ア 逮捕前置主義 092 イ 勾留期間 094	
	ウ 勾留請求が却下された場合の措置 096	
第 6 章	搜索・差押え	098
	1 令状による搜索・差押え	098
	(1) 意 義	098
	(2) 搜索差押許可状の請求	099
	ア 請求権者 099 イ 請求先 099	
	ウ 請求の要件 100 エ 請求の方式 101	
	(3) 搜索・差押えの手続	103
	ア 令状の提示 103 イ 立会い 105	
	ウ 夜間執行の制限 110 エ 差押えの制限 113	
	オ 搜索・差押えに伴う処分 117	
	カ 令状の効力が及ぶ範囲 122	
	(4) 関係書類の交付	124
	ア 搜索証明書 124 イ 押収品目録交付書 125	
	2 令状によらない搜索・差押え	126
	(1) 逮捕のための被疑者の搜索	126
	ア 意 義 126 イ 搜索の手続 127	
	(2) 逮捕の現場における搜索・差押え	131
	ア 意 義 131 イ 搜索・差押えの手続 133	
	ウ 関係書類の交付 139	
	3 電磁的記録に係る差押え	140
	(1) 電気通信回線で接続している記録媒体から の複写	140
	ア 意 義 140 イ 差押許可状の請求 141	
	(2) 記録命令付差押え	143
	ア 意 義 143 イ 記録命令付差押許可状の請求 145	
	(3) 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行 方法	146
	(4) 搜索・差押えの際の協力要請	148
	(5) 通信履歴の電磁的記録の保全要請	149

第 7 章	押収物の措置	151
	1 押収物の保管	151
	(1) 押収の効力	151
	(2) 第三者保管	151
	2 押収物の廃棄・換価処分	153
	(1) 廃棄処分	153
	(2) 換価処分	155
	3 還付・仮還付	156
	(1) 還 付	156
	(2) 仮還付	158
	(3) 交付又は移転の許可	159
	(4) 被害者還付	161
	ア 一般的な動産である場合	162
	イ 窃盗・強盗・遺失物横領罪の被害品である場合	163
	ウ 詐欺・恐喝罪の被害品である場合	166
	エ 有価証券である場合	167
	オ 現金である場合	168
	カ 盗難保険付の被害品である場合	170
	キ 協議返還	170
	4 押収物に係る権利放棄	171
	(1) 所有権放棄	171
	(2) 電磁的記録に係る権利放棄	172
第 8 章	検 証	173
	1 令状による検証	173
	(1) 意 義	173
	(2) 令状の請求	174
	(3) 検証の手続	175
	ア 令状の提示	175
	イ 立会い	175
	ウ 夜間執行の制限	178
	エ 検証に伴う処分	179
	オ 身体検査に関する注意	183
	カ 身体検査の強制	183
	2 令状によらない検証	185
	(1) 身柄拘束中の被疑者の指紋採取等	185

	(2) 逮捕の現場における検証	186
	ア 意義 186 イ 検証の手続 186	
第9章	鑑 定	191
	1 鑑定の嘱託	191
	(1) 鑑定の意義	191
	(2) 嘱託の手続	192
	2 鑑定処分	194
	(1) 意 義	194
	(2) 令状の請求	195
	ア 請求権者 195 イ 請求の方式 196	
	(3) 鑑定処分の手続	197
	ア 令状の提示 197 イ 女子の身体検査と立会い 198	
	ウ 身体検査に関する注意 198	
	エ 身体検査の強制 199	
	3 鑑定留置	201
	(1) 意 義	201
	(2) 令状の請求	202
	ア 請求権者 202 イ 請求の方式 202	
	(3) 鑑定留置の手続	203
	ア 令状の執行 203 イ 勾留の執行停止 205	
	ウ 接見禁止処分との関係 207	
	4 簡易鑑定	208
第10章	その他の証拠収集手段	210
	1 強制採尿・強制採血	210
	(1) 強制採尿	210
	(2) 強制採血	212
	2 通信傍受	213
	(1) 意 義	214
	(2) 対象犯罪	215
	(3) 傍受令状の請求	215
	ア 請求権者 215 イ 請求先 215 ウ 請求の要件 215	
	エ 請求の方式 217 オ 傍受ができる期間の延長 218	

第11章

(4) 通信傍受の手続	218
ア 令状の提示 218 イ 立会い 218	
ウ 傍受に伴う処分 220 エ 傍受の実施等 221	
(5) 通信傍受後の措置	222
ア 傍受の記録・提出 222 イ 傍受記録の作成 223	
ウ 通信の当事者に対する通知 224	
3 おとり捜査	224
(1) 意 義	224
(2) 種類・法的性質	225
(3) おとり捜査の適法性・許容性	225
(4) 違法なおとり捜査の効果	226
弁護人	227
1 弁護人の選任	227
(1) 弁護人選任権者	227
ア 被告人・被疑者 227 イ 独立弁護人選任権者 227	
(2) 弁護人選任の手続	229
ア 弁護人の資格 229 イ 弁護人の数 231	
ウ 弁護人選任の申出 232	
エ 弁護人選任の方式・効力 235	
2 接見交通権	237
(1) 弁護人等との接見交通権	237
ア 意 義 237 イ 接見指定 239	
(2) 弁護人等以外の者との接見交通権	244
ア 意 義 244 イ 接見等禁止 246	
3 国選弁護制度	249
(1) 被告人に対する国選弁護制度	249
ア 意 義 249 イ 国選弁護人選任請求の手続 250	
ウ 国選弁護人の解任 252	
(2) 被疑者国選弁護制度	253
ア 意 義 253 イ 対象事件 254	
ウ 国選弁護人選任請求の手続 255	
エ 選任の効力の終期 257 オ 国選弁護人の解任 258	

2

第2部 Part Two

公 訴

第12章 公 訴 262

1 公訴の提起	262
(1) 総 説	262
ア 国家訴追主義及び起訴独占主義	262
イ 起訴便宜主義	263
(2) 公訴提起の手續	264
ア 起訴状の提出	264
イ 起訴状の記載事項	265
ウ 起訴状一本主義	266
(3) 不起訴処分	267
ア 意 義	267
イ 被疑者に対する告知	268
ウ 告訴人等に対する通知等	269
エ 付審判請求手續	270
2 公訴時効	273
(1) 意 義	273
(2) 公訴時効期間	273
(3) 公訴時効の起算点	276
(4) 公訴時効の停止	278
3 略式手續	280
(1) 意 義	280
(2) 略式命令請求	281
(3) 略式命令	283
(4) 正式裁判	284

3

第3部 Part Three

公 判

第13章 公 判 288

1 第1回公判期日前の公判準備	288
(1) 起訴状謄本の送達	288

(2) 弁護士選任権等の告知	288
(3) 第1回公判期日の指定	290
(4) 公務所等に対する照会	290
2 公判前整理手続	291
(1) 意 義	291
(2) 手続の概要	292
(3) 証拠開示	295
ア 第1段階 295 イ 第2段階 296 ウ 第3段階 299	
エ 証拠開示に関する裁定 302	
(4) 公判手続	304
3 第1回公判期日後の公判準備	305
(1) 公判期日の指定	305
(2) 公務所等に対する照会	305
(3) 所在尋問・期日外尋問	306
(4) 期日間整理手続	307
4 公判手続	308
(1) 冒頭手続	308
(2) 証拠調べ手続	309
ア 冒頭陳述 309 イ 証拠調べ請求 310	
ウ 証拠決定 311 エ 証拠調べの実施 311	
(3) 論告・弁論	317
(4) 判決の宣告	317
ア 管轄違いの判決 318 イ 有罪の判決 318	
ウ 無罪の判決 319 エ 免訴の判決 320	
オ 公訴棄却の判決 320	
5 簡易公判手続	321
(1) 意 義	321
(2) 公判手続	322
ア 証拠能力の制限の緩和 322	
イ 証拠調べ手続の簡略化 323	
6 即決裁判手続	323
(1) 意 義	323

第14章

(2) 即決裁判手続の申立て	325
(3) 公判手続	326
ア 証拠能力の制限の緩和	329
イ 証拠調べ手続の簡略化	329
(4) 判決の宣告	330
証 拠	332
1 総 説	332
(1) 証拠裁判主義	332
ア 意 義 332 イ 証 明 332	
(2) 自由心証主義	334
2 証拠の分類	335
(1) 証拠方法・証拠資料	335
(2) 直接証拠・間接証拠	336
(3) 人証・物証・書証	337
(4) 供述証拠・非供述証拠	338
(5) 本証・反証	338
(6) 実質証拠・補助証拠	339
3 自 白	340
(1) 自白法則	340
(2) 補強法則	342
4 伝聞法則	345
(1) 伝聞法則	345
(2) 伝聞例外	347
ア 被告人以外の者の供述書・供述録取書	347
イ 被告人以外の者の公判期日等における供述録取書	352
ウ 検証調書 353 エ 鑑定書 355	
オ ビデオリンク方式による証人尋問調書	357
カ 被告人の供述書・供述録取書	358
キ その他の書面 360 ク 伝聞供述	362
ケ 任意性の調査 366 コ 当事者の同意	366
サ 合意書面 367 シ 証明力を争うための証拠	368



救済手続

第15章	上訴・再審・非常上告	372
1	上 訴	372
(1)	総 説	372
	ア 意 義 372 イ 上訴権者 372 ウ 上訴の効力 373	
	エ 上訴の放棄・取下げ 374	
(2)	控 訴	375
	ア 意 義 375 イ 控訴の申立て 376	
	ウ 控訴理由 376 エ 控訴審の手続 380	
	オ 控訴審の裁判 381	
(3)	上 告	385
	ア 意 義 385 イ 上告の申立て 386	
	ウ 上告理由 386 エ 上告審の手続 387	
	オ 上告審の裁判 387	
(4)	抗 告	392
	ア 一般抗告 392 イ 特別抗告 396	
	ウ 準抗告 398	
2	再 審	403
(1)	意 義	403
(2)	再審請求	404
	ア 再審理由 404 イ 再審請求権者 405	
	ウ 再審請求に対する裁判 406	
(3)	再審公判	407
3	非常上告	408
(1)	意 義	408
(2)	非常上告の申立て	408
(3)	非常上告の手続	408
(4)	非常上告の裁判	409
	ア 非常上告棄却の判決 409 イ 破棄の判決 409	

5

第5部 Part Five

司法制度改革

第16章 司法制度改革 412

1 合意制度等の導入	412
(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意 制度の導入	412
ア 合意の手続 412 イ 協議の手続 417	
ウ 公判手続の特例 419 エ 合意の終了 420	
オ 合意の履行の確保 423	
(2) 刑事免責制度の導入	425
2 裁判員制度	427
(1) 意義	427
(2) 対象事件	427
(3) 裁判員の選任	429
ア 選任資格 429 イ 選任手続 432	
(4) 評議・評決	433
3 検察審査会制度	435
(1) 意義	435
(2) 検察審査会の権限	435
(3) 検察審査員の選任	435
(4) 議決	435
4 犯罪被害者等の保護	438
(1) 証人等の保護	438
ア 尋問の制限 438	
イ 証人等への加害等の防止のための配慮 439	
(2) 犯罪被害者保護二法	440
ア 証人の負担の軽減 440	
イ 性犯罪の告訴期間の撤廃 445	
ウ 被害者等の意見陳述 446	
(3) 犯罪被害者等権利利益保護法	446
ア 被害者参加制度 446	

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護 448

5 その他 455

(1) 裁量保釈に当たっての考慮事情の明確化 … 455

(2) 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ …… 456